

# 国内特許等出願費補助金のご案内

—国内特許等の出願を目指す中小企業者等を支援します—

株式会社八戸インテリジェントプラザでは、地域企業による知的財産の保護及び戦略的な活用を促進し、イノベーションの創出及び競争力の強化を図ることを目的とする八戸市知的財産権対策支援事業の一環として、国内特許、国内実用新案登録又は国内意匠（以下「国内特許等」といいます。）の出願を目指す中小企業者等に対し、標記補助金を交付します。

## 1 補助対象者

本補助金の補助対象者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとします。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する**中小企業者**のうち圏域（八戸圏域連携中枢都市圏構成市町村：**八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町**）内に本社機能を有する法人若しくは圏域内に住所を有する個人又は当該中小企業者で構成される共同体（共同体の構成員の過半数が圏域内に本社機能を有する法人又は圏域内に住所を有する個人であるものに限る。）であること
- (2) 市町村税等を滞納していないこと
- (3) 反社会的勢力との関わりがないこと
- (4) 同一年度内において本補助金の交付を受けていないこと

## 2 補助対象事業

本補助金の補助対象事業は、補助対象者が新製品又は新技術に係る国内特許を出願する事業とし、次に掲げる要件の全てを満たすものとします。

- (1) **八戸市内**の中小企業者の場合、**令和7年2月14日**までに特許庁への出願を完了すること
- (2) **八戸市外**の中小企業者の場合、**令和6年12月13日**までに特許庁への出願を完了すること
- (3) 特許庁への出願に当たり、外部の専門家による先行調査を行っていること
- (4) 国内特許等を活用する今後の事業計画を有すること

## 3 補助対象経費

本補助金の補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとします。ただし、各種税金及び振込手数料は除きます。

- (1) 国内特許等の出願に係る**特許庁出願料**
- (2) 国内特許等の出願に係る**弁理士経費**

**特許出願・実用新案登録出願・意匠登録出願**にご利用いただける**補助金**です。

## 4 補助金の額

本補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数切捨て）とし、上限額は次のとおりとします。

- (1) **特許出願** 1件当たり 15万円
- (2) **実用新案登録出願** 1件当たり 10万円
- (3) **意匠登録出願** 1件当たり 5万円

## 5 申請手続等の概要

### (1) 交付申請

補助金の交付申請に当たっては、次の書類をご提出ください。なお、特許及び実用新案登録の出願に当たっては出願1件、意匠登録の出願に当たっては出願2件を1回の申請において補助対象事業とすることができる件数の限度とします。

- ① 国内特許等出願費補助金交付申請書（当社指定の様式）
- ② 補助対象経費の見積書等の写し
- ③ 先行技術等の調査結果が確認できるもの
- ④ 法人にあっては直近の決算報告書の写し又は履歴事項全部証明書、個人にあっては直近の確定申告書の写し又は開業届の写し
- ⑤ 会社概要、パンフレット等
- ⑥ 納税状況確認のための同意書
- ⑦ 他の事業者と共同で出願する場合は、経費負担及び権利の持分比率について規定した覚書等の写し
- ⑧ その他、当社が必要と認める書類

### (2) 実績報告

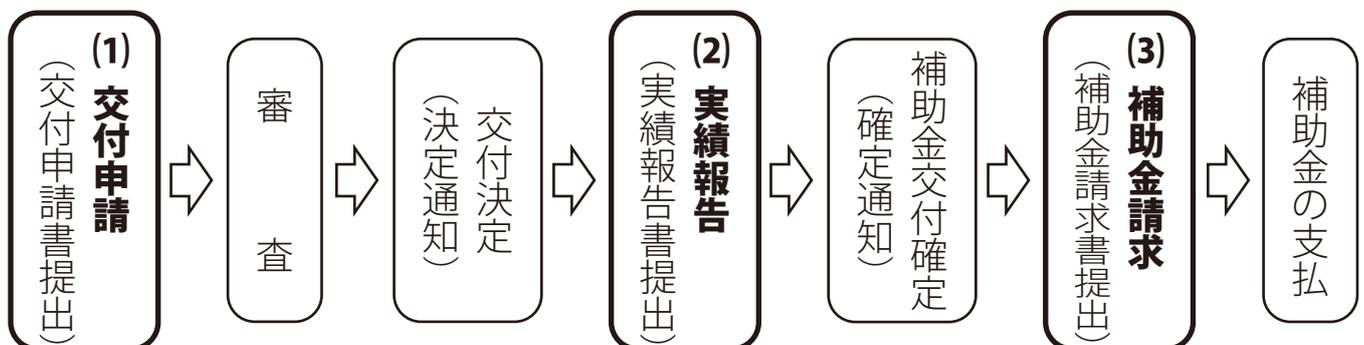
事業完了後、速やかに次の書類をご提出ください。

- ① 補助事業実績報告書（当社指定の様式）
- ② 見積書、請求書、領収書及び国内特許等の出願手続が完了したことが分かる書類

### (3) 補助金請求

当社から確定通知が届きましたら、補助金請求書（当社指定の様式）をご提出ください。

## 国内特許等出願費補助金申請手続きの流れ



## 6 補助金交付申請及び問い合わせ先

〒039-2245 青森県八戸市北インター工業団地一丁目4番43号

株式会社八戸インテリジェントプラザ 担当：林崎

TEL 0178-21-2111 FAX 0178-21-2119

URL <https://www.hachinohe-ip.co.jp>

- 知的財産に係る無料相談  
発明、商標等の知的財産に係る相談に、弁理士が無料で対応しております。  
相談をご希望の場合は、電話でお申込みください。